

市川三郷町文化資料館における 感染防止対策

市川三郷町商工観光課

本感染防止対策は、新型コロナウイルス感染拡大の防止と文化資料館での活動の両立を進めるために、「感染拡大防止」の実践を図りながら、施設内で行われる活動に係る基本的な考えを示すものです。

なお、今後状況の変化があった場合には、本感染防止対策の見直しなどを行うことがあります。

【3密の回避】

1 定期的な換気（「密閉」の回避）

施設管理者の項目	利用者の項目
<ul style="list-style-type: none">・換気設備の清掃や維持管理を適切に行う。・利用者には定期的換気の徹底を周知する。	<ul style="list-style-type: none">・30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなど定期的に換気を行う。

2 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

施設管理者の項目	利用者の項目
<ul style="list-style-type: none">・利用者の入場制限、行列を作らないため、1m～2m間隔の確保	<ul style="list-style-type: none">・近距離での会話や発声を避け、最低1m（可能であれば2m）の対人距離を確保する。

3 人と人の距離の確保（「密接」の回避）

施設管理者の項目	利用者の項目
<ul style="list-style-type: none">・職員の利用者への対応は、1m以上とし間隔を確保する。	<ul style="list-style-type: none">・近距離での会話や発声を避ける。

【体調確認の徹底】

4 体調のチェック

施設管理者の項目	利用者の項目
<ul style="list-style-type: none">・職員は出勤前に検温・体調確認を行うとともに業務開始前にも再度確認を行う。・入場者に対して、入館時に体調確認を行い、発熱、風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合は入館しないよう要請するとともに、また、利用者名簿に確認欄を設け、利用者に記入を促す。	<ul style="list-style-type: none">・入場者は、事前に自分で検温をし、発熱（平温時より1度以上高い、もしくは37.5度以上）風邪症状、嘔吐、下痢等の症状がある場合は入館しない。・入館時に施設職員による体調確認を受ける。また、利用者名簿の確認欄に記載を行う。

【飛沫、接触感染防止対策】

5 マスクの着用、手指の消毒の実施

施設管理者の項目	利用者の項目
<ul style="list-style-type: none">・職員はマスクを必ず着用すると共に、入館者に対しても必ずマスクの着用を周知する。	<ul style="list-style-type: none">・入館者は必ずマスクを着用する。
<ul style="list-style-type: none">・職員は定期的に、利用者は入館時に手指の消毒を実施するよう促す。 （入口に消毒液を設置）	<ul style="list-style-type: none">・利用者は入館時に手指の消毒を行う。（入口に消毒液を設置）

6 清掃・消毒の実施

施設管理者の項目	利用者の項目
<ul style="list-style-type: none">・不特定多数の人が接触する場所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、トイレの便座、洗浄レバー等）は1日2回程度、定期的に清拭消毒する。・残されたゴミを片付ける際には手袋を着用し、ビニール袋に密閉して捨てる。回収後は石けんで手を洗う。	

7 トイレの衛生管理の徹底

施設管理者の項目	利用者の項目
・ 蓋を閉めて汚物を流すよう張り紙で周知する。	・ 蓋を閉めて汚物を流す。

【緊急事態宣言区域の在住者に対する利用制限】

施設管理者の項目	利用者の項目
・ 緊急事態宣言の対象区域に在住する方の利用を制限する。	・ 緊急事態宣言の対象区域に在住する方は、施設の利用はしない。

【利用者名簿の作成】

施設管理者の項目	利用者の項目
・ 利用者名簿（別紙）を作成し、電話番号など連絡先を把握し、職員に提出する。（感染者が出た場合に追跡を可能とするための措置。）	・ 利用者名簿に記入し、職員に提出する。

【利用制限について】

施設管理者の項目	利用者の項目
・ 会話や発声などで多くの飛沫が発生する行動は自粛を求めるものとする。	・ 会話や発声などで多くの飛沫が発生する行動は行わない。